

平成 31 年度青森県水防協議会 議事録

日 時 平成 31 年 4 月 24 日 (水) 13 時 00 分～

会 場 ラ・プラス青い森 2 階「カメラア」

青森市中央 1 丁目 11-18

出席者 (委員)

青森県県土整備部長	新井田 浩
青森県危機管理局 防災危機管理課長	豊島 信幸
青森県農林水産部農村整備課 課長代理	板垣 正彦
青森県警察本部警備第二課 災害対策室長	廣嶋 真司
東北地方整備局青森河川国道事務所 調査第一課長	田嶋 仁
青森地方气象台長	福田 正人
陸上自衛隊第 9 師団司令部 航空運用幹部	加藤 遥
東日本電信電話株式会社 宮城事業部青森支店 災害対策室長	米塚 謙治
東北電力株式会社青森支店 企画管理部門総務広報グループ	珍田 敬三

(事務局)

港湾空港課防、防災危機管理課、農村整備課、漁港漁場整備課、河川砂防課

内 容

1. 開会

【司会】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成 31 年度青森県水防協議会を開催いたします。

皆様、本日は、御多用中のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします、植野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会長から、御挨拶がございます。

2. 会長挨拶

【県土整備部長代読】

私は、青森県県土整備部長の新井田でございます。本日、会長の三村知事の公務の関係で出席できません。挨拶を頂戴しておりましたので、代読をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年、全国各地で激甚な水害が発生しており、平成 29 年 7 月の「九州北部豪雨」や昨年 7 月の「西日本豪雨」など、毎年のように河川の氾濫が相次いでおります。

東北地方においても、秋田県の雄物川では、過去 2 年間で 3 度の浸水被害が発生するとともに、平成 30 年 8 月豪雨では山形県最上川水系において浸水被害が発生しました。

本県においても、同様の大規模水害が、いつ発生してもおかしくない状況であり、県民の命を守るため、より具体的に備えることが喫緊の課題となっています。

平成 29 年 6 月の水防法改正では、これまで進めてきた防災インフラ整備のほか、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、ハードとソフトが一体となった取組によって、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指すこととされています。

本県におきましても、今年度から始まる「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」の中で、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」を政策の一つとして位置付けるとともに、昨年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づき、平成 32 年度までの 3 年間で、ハード・ソフト一体となった取組を集中的に実施することとしています。

本日お諮りする令和元年度青森県水防計画書（案）は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものです。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成 31 年 4 月 24 日 青森県水防協議会会長 青森県知事 三村申吾 代読でございました。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

3. 各委員の紹介

<省略>

【司会】

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第六条第二項に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして県土整備部長に、議長をお願いいたします。

4. 令和元年度青森県水防計画（案）の審議

【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

令和元年度青森県水防計画（案）について、説明をお願いします。

最初に、河川砂防課からお願いします。

【事務局】

河川砂防課長の田中です。

私の方から、今年度の水防計画書（案）について、計画書の概要と河川砂防課所管分の修正事項について、説明させていただきます。

お配りしております水防計画書、これをもとに説明したいと思います。

まず、表紙をめくっていただきまして、水防計画書の目次をご覧ください。

水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっています。

第1章においては「総則」、

第2章には「水防組織と水防体制」、

第3章には「気象情報及び水防情報等の連絡」、

第4章には「水防施設」、

第5章には「雨量、水位及び潮位」、

第6章には「重要水防箇所」、

第7章には「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」、

第8章には「法令規則等」について記載しています。

最後に、第9章には「資料編」として、雨量・水位等観測所位置図、重要水防箇所図を記載しております。

それではまず、第1章をご覧ください。

「第1章 総則」は、水防計画の目的、用語の定義、水防に関係する各主体の責任、津波における留意事項、安全配慮から構成されています。

1枚めくっていただきまして、3ページをお開きください。3ページ上段では水防計画の目的、3ページから5ページにかけて、水防計画書内で使用する「用語の定義」について記載しています。

次に、6ページをお開きください。6ページから8ページにかけては、水防に関係する各主体の、水防法等に規定されている責任及び義務について記載しています。

次に8ページをお願いいたします。第4節には、「津波における留意事項」について記載しております。下段第5節「安全配慮」では、「水防活動時の水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項」について記載しています。

次に、9ページの第2章をご覧ください。

「第2章 水防組織と水防体制」は、第1節から第3節に、国、県及び水防管理団体、この水防管理団体というのは市町村になりますが、それぞれの水防組織と水防体制について記載しています。

第4節では「大規模氾濫減災協議会」について、第5節では具体的な「水防活動」について記載しています。

次のページに移りまして、第6節では河川管理者の「協力及び援助」について、第7節では、「費用負担と公用負担」について記載しています。

11ページをご覧ください。このページから12ページにかけては、国の水防組織について記載しています。13ページをご覧ください。県の水防組織についてです。県の水防組織については、県内の水防管理団体が行う水防活動の統括などを行うために、知事を本部長とする水防本部を設置しております。

1枚めくっていただいて、15ページでは、水防本部のもと、各地域県民局に地域整備部長を支部長とする水防支部の体制について記載しております。

16ページをお開きください。県では、河川が基準水位に達したとき、又は、水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事または水防支部長である各地域県民局地域整備部長の発する水防指令により、中段の表にあるとおり、水防配備体制をとることとしています。

17ページには、水防指令の伝達系統図を記載しております。水防管理団体である市町村には、各地域県民局地域整備部等から伝達されることとなります。

次に20ページをお開きください。20ページから21ページにかけて、指定水防管理団体の水防要員について記載しています。この指定水防管理団体は、水防法第4条に基づき、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして県が指定した団体で、平成31年1月現在、21ページ表下段に記載のとおり、32団体、水防要員は、17,099人となっています。これについては昨年から538人の減となっております。

次に22ページをお開きください。22ページには、非指定水防管理団体の水防要員について記載しています。非指定水防管理団体は、指定水防管理団体以外の団体で表下段に記載のとおり、8団体、水防要員は、1,368人となっております。昨年から17名の減となっております。

23ページをご覧ください。第4節として、大規模氾濫減災協議会について記載しています。国の協議会としては、「岩木川」「馬淵川」および「高瀬川」の3つの協議会があり、ホームページアドレスをそれぞれ記載しています。県の協議会としては、「青森圏域」「三八・上北圏域」「西北圏域」「むつ圏域」の4つの協議会があり、ホームページアドレスを記載しております。

続いて24ページをお開きください。24ページから26ページにかけまして、第5節として、水防活動の具体的な内容について記載しております。

次に、飛んで29ページをお開きください。29ページから30ページにかけて、河川管理者による水防管理団体に対する「協力及び応援」の内容について記載しております。

続きまして、33ページの第3章をご覧ください。第3章では、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しています。

35ページをお開きください。第1節では、「気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報」の種類及びその発表基準について記載しています。

次の36ページから44ページにかけましては、青森地方気象台が発表する気象状況の市町村別の発表基準について記載しております。

続いて43ページをお開きください。中断の(8)として、大雨警報・洪水警報の危険度分布等

についての表を追加しております。気象庁のホームページで公表されている、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」、「大雨警報の危険度分布」および「洪水警報の危険度分布」等について概要を新たに記載しております。

続いて 45 ページをお開きください。45 ページから 47 ページには、津波に関する警報・注意報等の種類及び発表基準を記載しています。

続いて 48 ページをお開きください。気象情報については、青森地方気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災危機管理課から、県の各機関及び水防管理団体等へ通知する仕組みとなっております。

49 ページをご覧ください。第 2 節は、「水防警報」について記載しております。この水防警報は、洪水、津波、高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものとなっております。「国土交通省が行う水防警報」の種類・内容・発表基準については、中ほどの表に記載しているとおりです。

続いて 50 ページをお開きください。上段の表のとおり、国土交通省では、岩木川をはじめとする計 7 河川を、水防警報を行う河川に指定しています。51 ページから 53 ページにかけて、国土交通省が水防警報を発する場合の連絡系統図について記載しています。

続いて 54 ページをお開きください。ここからは、「県が行う水防警報」について記載しています。水防警報の種類・内容・発表基準は国と同様です。

県が水防警報を行う河川は、次の 55 ページから 56 ページの表に記載しているとおり、岩木川水系浪岡川をはじめとする 36 河川となっております。

57 ページをお開きください。57 ページから 58 ページは、この 36 河川について、水防警報を発表する基準水位について記載しております。

続いて、59 ページをお開きください。59 ページから 60 ページにかけては、水防警報を発する場合の連絡系統図、発表文の例について記載しております。

61 ページをご覧ください。第 3 節からは、「指定河川洪水予報」について記載しています。この洪水予報は、洪水により相当の損害が生じる恐れがあるものとして、国又は県が指定した河川について、洪水の恐れがあると認められる時などに、気象台と共同して、水位などの情報を水防管理者等に通知するものです。

62 ページをお開きください。国土交通省では、岩木川をはじめとする 4 河川で洪水予報を行っております。下段の表には、それぞれの河川の洪水予報を発表する基準水位について記載しております。

続いて 63 ページをご覧ください。63 ページから 65 ページにかけて、国土交通省が管理する岩木川及び平川、馬淵川、高瀬川についての洪水予報伝達系統図を記載しております。次に 66 ページから 73 ページにかけては、国土交通省の洪水予報発表形式について記載しております。

続いて、74 ページをご覧ください。ここからは、県が洪水予報を行う 5 河川と、洪水予報の実施区域及び発表基準水位等について記載しています。この 5 河川のうち、「堤川・駒込川」と「馬淵川中流」について、今回大きな改定がございます。詳しい内容につきましては、別途、説明資料を作成しましたので、お手元にお配りしている「別紙 1」と記載された資料、これでご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。県管理河川の洪水予報のうち、今回、「堤川・駒込川」と「馬淵川中流」の2つ洪水予報を改定しています。

「1、堤川水系 堤川・駒込川洪水予報について」をご覧ください。堤川・駒込川洪水予報のうち、「堤川」では、既設の「大野水位観測所」に新たな基準水位を追加設定するとともに、新妙見橋から金高橋まで、これまでよりも上流へ区間を延伸して洪水予報を実施したいと考えております。これは、改めて金高橋上流部からの氾濫解析を行った結果、問屋町付近において浸水が確認されたことによるものです。「駒込川」では、平成28年の駒込川における浸水状況を踏まえ、新たに設置した「駒込川橋水位観測所」に基準水位を設定し、南桜川橋から駒込川橋まで延伸して、洪水予報を実施したいと考えています。

1枚めくっていただきまして、2ページ目の図をご覧ください。

堤川の洪水予報区間は、これまで「海にいたる場所」、図の上の方になりますが、ここからちょうど図の中流部にあります新妙見橋までを洪水予報区間としていましたが、これを図の下の方の「金高橋」まで延伸してと考えております。

また、支川の駒込川の洪水予報区間についてですが、これまで「堤川合流点から南桜川橋まで」としておりましたが、これを平成28年の浸水実績を考慮しまして、「駒込川橋」まで延伸したいと考えております。

次に、3ページ目をご覧ください。こちらが、新たな基準水位観測所として設定した、「大野水位観測所」と「駒込川橋水位観測所」の基準水位です。

基準水位には4種類ありまして、1つめの水防団待機水位、これは、水防団が水防体制に入るための目安となる水位です。2つめの氾濫注意水位とは、水防団出動の目安となる水位です。洪水予報河川においては、この氾濫注意水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合に、洪水予報を開始します。3つめの避難判断水位は、市町村長が「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する目安となる水位となっております。4つめの氾濫危険水位とは、市町村長の「避難勧告等」の発令判断の目安となる水位です。ここまでが、堤川・駒込川洪水予報の改定点です。

次に、再度、別紙1の1ページ目をご覧ください。

「2、馬淵川水系 馬淵川中流洪水予報について」をご覧ください。馬淵川中流洪水予報では、よりきめこまかい洪水予報を実施するため、新たに「櫛引橋上流観測所」を設け、櫛引橋の上流から法師岡橋の区間を対象とした洪水予報を実施することといたしました。また、併せて、近年の降雨状況や、これまでの馬淵川の河川改修事業の効果を反映させ、「馬淵南部水位観測所」と「剣吉水位観測所」の基準水位についても見直しを行いました。

2枚めくっていただいて、4ページ目をご覧ください。

馬淵川中流洪水予報では、これまで下流部を「剣吉水位観測所」、上流部を「馬淵南部水位観測所」で洪水予報を実施してきました。剣吉水位観測所は、図の真ん中辺りにあります青い三角で囲んだ場所、馬淵南部水位観測所は図の右側の青い三角印の箇所になります。今回、最下流部、黄色の三角になっておりますが、最下流部に「櫛引橋上流水位観測所」を新たに設けまして、よりきめ細かい洪水予報を実施したいと考えております。

次に、5ページ目をご覧ください。

右の図が、新たに追加した櫛引橋上流水位観測所の基準水位と断面の関係を示しております。左側が、見直しを行った剣吉水位観測所及び馬淵南部水位観測所の基準水位と断面の関係になります。

以上が、馬淵川中流洪水予報の改定点になります。

6ページ目に参考として、河川の水位上昇に伴い、どの水位になったときにどのような情報を出すかについての模式図を掲載しております。例えば、水位が氾濫危険水位に到達したとき、この時には市町村等に対して反乱危険情報について発令することになります。

以上が別紙1での説明となります。

では再び、水防計画書（案）をご覧くださいながら説明したいと思います。

76ページをお開きください。76ページから79ページにかけては、堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流、十川についての洪水予報伝達系統図を記載しています。

80ページをお開き下さい。80ページから87ページにかけて、県の洪水予報発表形式の例を記載しています。

次に、88ページをお開き下さい。第4節には、「水位周知河川と水位到達情報の周知」について記載しています。この水位周知河川は、水防法第13条の規定により、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして、国または県が指定した河川のことです。このページの下段には、国土交通省が指定した水位周知河川について、水位情報の通知等を行う区間、区域、及び、避難判断水位などを発令する発表基準水位について掲載しています。

89ページには、国土交通省が所管しております、水位周知河川である浅瀬石川の水位情報伝達系統図について記載しております。

続いて、91ページをお開きください。91ページから93ページにかけて、県が水位周知河川として指定している、浪岡川を初めとする31河川の、水位情報の通知等を行う区間、及び、水位情報を発表する基準水位について記載しております。

続いて、94ページをご覧ください。県が所管している水位周知河川の水位到達情報伝達系統図です。

続いて95ページをお開きください。95ページから96ページにかけて、県が発表する、関係機関への水位到達情報伝達文について記載しています。

続いて97ページをご覧ください。97ページから99ページにかけて、第5節として、「津波に関する水防警報」について記載しております。

100ページをお開きください。第6節は、「ダム放流に伴う通報」について記載しています。100ページから101ページにかけて国土交通省が管理する津軽ダム及び浅瀬石川ダムの通報系統図を記載しております。102ページから103ページには、県土整備部が所管する9ダム、104ページから107ページには、県の農林水産部が所管する防災9ダムと利水6ダムについての放流に伴う情報伝達について記載しております。

115ページをお開きください。115ページから125ページにかけては、水防に係る各団体の連絡先等を記載しております。

続いて126ページの第4章をお開きください。第4章には、国、県及び水防管理団体が管理する水防施設について記載しています。

128ページから139ページにかけて、水防倉庫の資器材の備蓄基準及び県・水防管理団体・国の水防倉庫の所在地と、平成31年1月現在の水防資器材の備蓄状況について記載しています。

続いて140ページをお開きください。140ページから141ページにかけては、各地域県民局内の商店・資材業者等が保有している水防資器材の数量について記載しております。次に、142ページから144ページにかけては、水防用の土取場調書となっております。土取場の所在地および調達可能数量について、記載しております。

146ページの第5章をお開きください。第5章には、国土交通省、気象庁及び県等が設置している「雨量、水位及び潮位」の観測所について記載しています。1

48ページから170ページにかけて、第1節では、国土交通省、青森地方気象台、県及び東北電力が所管する雨量観測所について記載しています。

171ページをお開きください。第2節は、「水位観測所」について記載しています。171ページから188ページにかけては、国土交通省、県が所管する水位観測所について記載しています。なお、これらの観測所の位置図は、第9章の資料編に掲載しております。

次に、189ページから190ページをお開きください。このページには、国の潮位観測所について記載しております。

191ページをお開きください。第4節として、「雨量、水位の公表」について記載しております。現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等を閲覧するためのパソコン及び携帯端末のアドレス等について記載しています。青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する「青森県河川砂防情報提供システム」を平成23年3月から、運用しています。また、洪水お知らせメールでは、従来の「登録した河川の基準水位を超過した際にメールで自動通報する」機能のほか、平成28年3月1日より、洪水予報・水位到達情報などのメール通知機能を追加しています。

次に、192ページの第6章をご覧ください。第6章では、県及び直轄で管理する河川の「重要水防箇所」等について記載しています。

194ページをお開きください。県では、表に掲げるとおり、水防活動時に注意すべき箇所について「水防上最も重要な区間」をA、「水防上重要な区間」をBとして区分しています。195ページから209ページに、重要水防箇所の箇所表を掲載しています。なお、これらの箇所について、第9章の資料編に位置図として掲載しております。

次に、208ページをご覧ください。208ページには国の重要水防箇所の評価基準について記載しております。基準については県と同様です。また、209ページには国の重要水防箇所の箇所表を記載しております。

次に、210ページをご覧ください。平成25年度から26年度にかけて実施した、ため池一斉点検結果について記載しております。

続いて 212 ページの第 7 章をお開きください。第 7 章では、「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」について記載しています。

214 ページをお開きください。国及び県の洪水浸水想定区域の指定状況について、公表年月日、公表しているホームページのアドレス等について記載しています。なお、平成 27 年の水防法改正を踏まえて、国の管理河川では、平成 28 年度から想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を既に公表しています。一方、県管理河川では、現在順次公表しているところですが、最終的には 2020 年度（令和 2 年度）までに公表する予定としております。

217 ページをお開きください。第 2 節として、「津波対応」について記載しております。

続いて、220 ページの第 8 章をお開きください。第 8 章には、水防法、気象業務法などの法令規則や、水防工法の種類等について記載しています。

353 ページの第 9 章をお開きください。第 9 章は、資料編となっております。この中に、雨量、水位等の観測所の位置図及び重要水防箇所について記載しております。

以上が、水防計画書の概要と主な修正点となります。

私からのご説明は以上となります

【議長】

ありがとうございました。

それでは次に、農村整備課からお願いします。

【事務局】

農林水産部農村整備課の虻川と申します。よろしく申し上げます。

それでは、農村整備課関係について 3 点ほど説明させていただきます。

まず、水防計画書（案）、17 ページをお願いします。

水防指令伝達系統における農村整備課の位置付けにつきましては、「農村整備防災班」として、「河川砂防防災班」からの通知を受け、各地域県民局の地域農林水産部への通知や情報の収集などを行っております。また、当課内に「農村整備防災班本部」を設け、「災害対策担当」、「防災ダム担当」、「利水ダム担当」及び「排水状況連絡担当」の 4 つの担当を設け、それぞれの業務にあたることとしております。

なお、地域県民局地域農林水産部においても、地域農林水産部長を本部長とする水防体制を組織し、洪水などの発生時には、当課と連絡を取りながら情報の把握などを行うこととしています。

次に 104～105 ページをご覧ください。先ほど河川砂防課長からもご紹介がありましたが、農林水産部所管のダムの放流に伴う通報系統をご説明いたします。当部が所管するダムは、防災ダムが 104～105 ページにあります 9 箇所、利水ダムが 106～107 ページにあります 6 箇所の合計 15 箇所となっております。各地域県民局地域農林水産部において適切な管理に努めている

ところです。

また、洪水などに伴うダムからの放流で、下流河川の流況に著しい変化が生じる場合には、事前に警報サイレンやスピーカーなどを用いて住民の方々に注意や警戒を促すとともに、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者などへ速やかに通知を行う体制としております。

続きまして210ページをご覧ください。県内の農業用ため池についてご説明します。現在県が把握しているため池は1,773か所あり、そのうち、かんがい面積が0.5ヘクタール以上のため池及び決壊した場合に人家や病院、学校など重要な公共施設へ影響を与えるおそれがある一定規模以上のため池1,273か所について、平成25年度から26年度にかけて点検を行いました。そして、その結果は関係市町村等に周知したほか、「ため池管理マニュアル」に基づく適切な管理やハザードマップの作成とその公表などを、関係市町村に対して指導してきたところです。また、一部の防災重点ため池を含め、点検の結果洪水流下能力や耐震性能などに関する、より詳細な調査が必要であると判断したため池につきましては、平成29年度に策定した「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」に基づきまして優先順位を定め、順次詳細調査を実施し、国の補助事業を活用した改修工事や、事前放流などの予防措置を組み合わせた総合的な対策を講じていくこととしております。なお、昨年7月の西日本豪雨で発生したため池の決壊等を受けまして、先般国では防災重点ため池の選定基準の見直しを行っております。現在、県では新基準に基づき再選定を行っており、5月末を目途に選定を終える予定です。

以上、農村整備課関係の説明を終わります。

【議長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

《各委員》 質問等無し。

それでは御質問、御意見がないようですので、令和元年青森県水防計画(案)については、原案どおりとして、御異議ございませんか。

《各委員》 異議なし

御異議がないようですので、本計画(案)を、承認することといたします。

5. その他情報提供

【議長】

その他、青森地方气象台、青森河川国道事務所及び河川砂防課から情報提供がございます。はじめに青森地方气象台 福田様、お願いします。

【青森地方気象台】

お手元の一枚の紙に沿って説明をします。

気象台では、平成 31 年度につきましても、引き続き、地域防災力の強化に貢献、そのための取り組みを行っていきます。1 枚目に紹介しました報告書につきましても、これは平成 29 年 7 月の九州北部豪雨の災害のときに「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」ということで、内閣府の方で検討会、それから、災害を踏まえた避難に関する今後の取り組みということで、内閣府・消防庁連名で、都道府県にお知らせをしておりますが、それと同じタイミングで、気象庁で、有識者の先生方に、検討していただいた、「地域における気象防災業務のあり方検討会報告書」というものがございまして、気象台では、その報告書で得られた取組にそって取り組みを行っております。ここに書いてありますが、やはり気象台も防災を担う一員として、責任感・意識を強く持って市町村・都道府県、関係省庁の機関と一体となって、地域の気象防災に一層貢献しようということで、この取り組みを進めています。

ここにありますが、緊急時だけでなく平時においても気象台が発表する防災気象情報から、近年では危険度分布ということで周知を図っておりますが、そういった新しい情報について、その理解・活用というところをしていただければ、取り組みを推進しております。ただ、昨年も、平成 30 年 7 月豪雨のようなことがありまして、そこでも、こういった取り組みはまだまだ道半ばというところがございますので、今年度につきましても、平時から緊急時まで、常に地域に寄り添って、地域防災力強化に取り組んでいくという意識を強く持って取り組んでいきたいと思っております。

その 31 年度の具体につきましても、平時・緊急時それぞれの取り組みを取り上げておりますが、この場ではひとつひとつの説明は割愛させていただきます。ただ、特に平時において、災害リスクや気象情報利活用に関する研修訓練への協力ということを今年度重点的に取り組んでいきたいと思っておりますので、関係機関の皆様のご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

【議長】

福田様、ありがとうございます。

次に、青森河川国道事務所 田嶋さま、お願いします。

【青森河川国道事務所】

青森河川国道事務所情報提供と書いてある資料になります。

簡易型河川監視カメラについての情報提供でございます。機能を限定して、低コスト化を図ることで、中小河川にも普及・促進すること、多くの画像を取得して住民に提供することで、適切な判断を促すということを目的に、簡易型河川監視カメラというものを普及させようということでございます。直轄の設置してあるカメラ、今までですと、ズームが使える、それから、首を振って見る方向を変えたり、そういう機能がついているようなのですが、そういう機能を省略して簡易的なカメラにするということで、今後、2020 年までに全国で 3,700 箇所設置するというところでございます。青森河川国道事務所はどこにつけるのかということについて、

次のページから記載しておりまして、まず岩木川の国で管理している区間なのですが、まず表の見方ですけれども、左側の方に凡例がありまして、青い三角、こちらの方が今、岩木川の直轄区間に設置している水位観測所でございます。その下の方に紫の丸で囲んでいるのが、高機能のカメラがすでに設置してある箇所になります。今後、簡易的なカメラということで、14基設置する予定なのが、オレンジの線になりまして、どういったところに設置するのかについては、川の状況、堤防の整備の状況から、水が比較的早く溢れ出す可能性が高いようなところ、そういうところに監視用カメラを設置していくことにしています。そういうところでも、既にCCTVの既設の黒紫のカメラが設置してあるところには設置しないで、今までなかったところに設置していくということにしております。

次のページが、馬淵川でございます。国の管理する区間がおおよそ10kmでございます、この中に水位観測所がすでに4つございます。カメラの方が、同じくこの紫の丸がついているところ、全部で8基ついておりますので、ほぼ十分だと思うのですが、同じように右岸側に1基、簡易型カメラを設置する予定としてございます。

情報提供として以上です。

【議長】

ありがとうございました。

次に河川砂防課企画防災グループからお願いします。

【河川砂防課企画・防災グループ】

企画・防砂グループマネージャーの齊藤と申します。右肩に、青森県情報提供と書いてある紙で説明します。その中で、今青森河川国道事務所からご説明がありました、簡易カメラですけれども、青森県でも今年度65箇所つける予定でおります。よろしくをお願いします。

では、資料の説明です。危機管理型水位計というものを県で設置しております。危機管理型水位計の説明ですけれども、洪水時のみ、普通的水位計は24時間365日稼働しておりますが、洪水時のみ観測することによりまして、コストの低減や通信コストの低減を図るものです。本基につきましては82基の設置が完了しております。

これによりまして、従来型の135基と、82基を合わせまして、人家のある県管理河川全てにおいて、観測所を設置したということで、整備しております。

下の写真をご覧ください。従来ですと、水位計というものは、水位計に加えて制御盤を設置するために、局舎というものを建てて、建物をつくったり制御盤を作ったり、水位計以外にも様々な施設がついていたのですが、危機管理型水位計というのは、あくまでも赤丸で囲ったこれが全ての施設でございます。この結果、大幅にコスト縮小を図ったというのがこの水位計の特徴になります。

一枚おめくり下さい。実際どのように情報提供が図られるのかを示した資料になっております。一番上の、川の水位情報という一般財団法人の河川情報センターが提供しているサイトで、全国一律の情報提供を行っているところでございます。まずページを開きますと、左上の日本地図が出てきます。それをズームアップしていきますと、危機管理型水位計の位置が示された

アイコンが出てきます。なお、参考として、危機管理型水位計以外にも、これまでの水位計についても、同じサイトで情報提供してございます。更に拡大していったのがその下の方になりまして、その危機管理型水位計のアイコンをクリックいたしますと、水位がグラフで表示されまして、横断図のボタンをクリックしますと、その時点の横断図が表示されます。

ここで左下ですけれども、先ほど申したとおり、洪水観測に特化した水位計でありますので、通常は1日1回のみ信号が送られてくるのですけれども、水位がある監視水位を超えると、10分ごとに水位が記録されるということになります。右下の横断図で説明しますと、観測開始、マイナス1.34mになると観測を開始しまして、これが堤防から何メートルという場所になっています。氾濫開始、つまり堤防の天端に到達するのが0.00m、よって、堤防からマイナス1.34mになったときに、この水位計は観測を開始するという仕組みになっております。

もう一枚おめくり下さい。これは、従来型の水位計の位置はあえて落としておりませんで、今回設置した危機管理型水位計の位置を示した図面となっております。今回、危機管理型水位計を設置した場所といたしましては、一級河川においては、支川のそのまた支川というように、これまで水位計を設置していなかったところに設置しておりますとともに、二級水系につきましては、特に、津軽半島の東側あるいは下北半島の津軽海峡側、これまで河川自体は小さくて必ずしも水位計でカバー出来ていなかったところについて、今回設置したというのが特徴となっております。それ以降は設置箇所一覧となっておりますので、参考としてご覧いただければと思います。

県の説明は以上となります。

【議長】

ありがとうございます。

それでは、ただいま3件の情報提供がございましたけれども、どれでも構いませんが御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

【青森河川国道事務所】

先ほど、県の方から、危機管理型水位計について話がありましたので、国土交通省の方からも補足したいと思います。

まず1点目、国土交通省でも危機管理型水位計を設置しておりまして、岩木川の方で、9か所公表済みでございます。今年度5か所新たに設置する予定としております。それで、先ほどの県の資料別添の1で、1日に2回データが送られてくるということだったのですけれども、県の水位計は水面のレーンに当たっているようなのですが、国の管理する川は幅が広く、陸上に電波が当たっているところがありまして、場所によっては、1日に一回データは来ているのですが、それがあくまでも水位ではないデータを拾っている可能性がありますので、あくまでも測定の下限值よりも下に出ているデータは、水位ではない可能性があるということでご承知いただきたいと思っておりますので、情報提供いたします。

以上です。

【議長】

その水位計は、電波で水位を測るので、電波の行き先が、水面ではなく地面になっているということでしょうか。

【青森河川国道事務所】

電波の場合と普通の水位計と同じような場合とあるのですが、電波のものもついてありますので、それがどこかを表しているページもないので、あくまでも、出ているやつが拾えているか、確認のためのものです。

【議長】

他にございませんか。

先ほどの簡易カメラは、一般の方も見られるようになっているのでしょうか。

【青森河川国道事務所】

詳細はこれからになりますので、紹介できませんが、見られるようになるのが目的のもので、そのようにするつもりでございます。

【議長】

よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上をもちまして、本日の議案の審議等は、すべて終了いたしました。

どうもありがとうございました。

事務局の方にお返しします。

【司会】

ありがとうございました。

これをもちまして、平成三十一年度青森県水防協議会を閉会といたします。

本日は、御出席いただき誠にありがとうございました。